資料2－2

医師少数区域の見直し及び医師少数スポットの設定並びに目標医師数等の設定について

令和8年11月2日
令和8年度第5回青森県地域医療対策協議会事務局
（青森県健康医療福祉部医療薬務課）

本日ご説明の主旨及び対応状況

【主旨】
　青森県医師確保計画（第8次計画。令和5年度策定、令和6～11年度適用）について、後期計画（令和9～11年度適用）の策定を行うに当たり、医師少数区域の見直し及び医師少数スポットの設定並びに目標医師数等の設定について検討を行うもの＜参考2＞。

【対応状況】
　現行の医師確保計画（第8次前期）においては、八戸地域、西北五地域、上十三地域、下北地域が医師少数区域であり、津軽地域では弘前市以外、青森地域では青森市以外の市町村を医師少数スポットとして設定している。

医師少数スポットの設定状況（青森県医師確保計画（第8次前期）から抜粋）

○医師少数区域
八戸地域、西北五地域、
上十三地域、下北地域

○医師少数スポット
黒石市、平川市、西目屋村、
藤崎町、大鰐町、田舎館村
板柳町
平内町、今別町、蓬田村
外ヶ浜町

○医師少数ではない市町村
弘前市、青森市

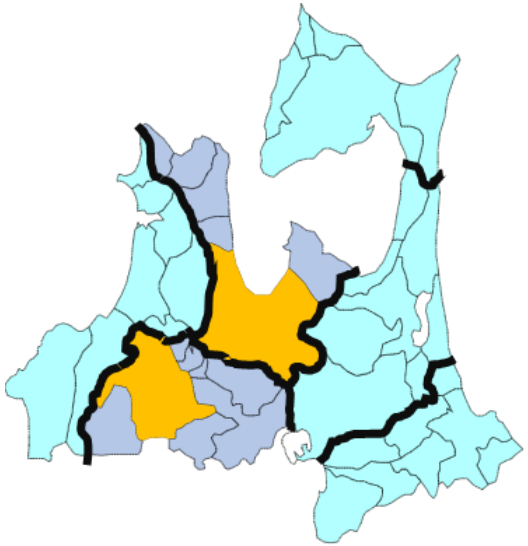

医師少数区域の見直し

令和8年4月に公表された二次保健医療圏別の医師偏在指標では、青森地域が新たに下位3分の1(220位以下)となったことから、令和9年度以降、新たに医師少数区域となる。

＜第8次前期計画＞

	医師偏在指標		順位
全国	255.6	－	
青森県	184.3	医師少数県	46
津軽地域	253.2	医師多数区域	71
八戸地域	164.4	医師少数区域	257
青森地域	186.6	（どちらでもない区域）	201
西北五地域	126.3	医師少数区域	324
上十三地域	139.6	医師少数区域	310
下北地域	152.7	医師少数区域	285

＜第8次後期計画＞

	医師偏在指標		順位
全国	267.4	－	
青森県	194.4	医師少数県	47
津軽地域	259.7	医師多数区域	78
八戸地域	179.3	医師少数区域	251
青森地域	186.0	医師少数区域	241
西北五地域	170.0	医師少数区域	274
上十三地域	134.2	医師少数区域	322
下北地域	187.1	医師少数区域	238

※今回新たに、従来の医師偏在指標に地理的要因を反映した「へき地尺度」が導入され、医師中位3分の1の地域でへき地尺度が上位10%の地域は医師少数区域として取扱うこととなったものの、本県に医師中位3分の1に該当する地域はない。＜参考2－1、2－2＞

医師少数スポットの設定の考え方について ＜第8次前期計画＞

- 医師少数区域の根拠となった医師偏在指標については、市町村別の値が公表されていないため、人口10万対医師数で市町村の医師数の状況を比較した。
- 全国の医師少数区域と医師少数区域ではない区域の分水嶺に注目すると、医師少数区域である栃木県両毛地域（人口10万対医師数196.3人）と医師少数区域ではない山梨県峡東地域（人口10万対医師数210.6人）が両区域の境界となっており、人口10万対医師数が概ね200人を下回る地域は医師少数区域とされていることから、**本県の医師少数スポットについては、人口10万対医師数が概ね200人を下回る市町村を医師少数スポットとした。**
- なお、医師少数スポットは医師多数区域や医師少数区域ではない地域の中から、局所的に医師が少ない地域を指定するものであり、津軽地域及び青森地域についてのみ医師少数スポットとして指定する市町村の検討を行った。

医師偏在指標及び人口10万対医師数

順位	二次医療圏		指標	人口10万対医師数（人）
324	青森県	西北五地域	126.3	132.8
310	青森県	上十三地域	139.6	130.4
285	青森県	下北地域	152.7	149.6
257	青森県	八戸地域	164.4	191.8
・				
223	栃木県	両毛地域	179.3	196.3
222	山梨県	峡東地域	179.7	210.6
・				
201	青森県	青森地域	186.6	223.3
・				
71	青森県	津軽地域	253.2	324.9

← 概ね200人が分水嶺

医師少数区域　　医師多数区域

◎　津軽地域の状況（人口10万対医師数）

全国平均 256.6人	R2.10.1人口（人）	R2.12.31医師数（人）	人口10万対医師数（人）
青森県	1,237,984	2,631	212.5
津軽地域	275,508	895	324.9
弘前市	168,466	791	469.5
黒石市	31,946	54	169.0
平川市	30,567	13	42.5
西目屋村	1,265	0	0.0
藤崎町	14,573	18	123.5
大鰐町	8,665	10	115.4
田舎館村	7,326	1	13.7
板柳町	12,700	8	63.0

◎　青森地域の状況（人口10万対医師数）

全国平均 256.6人	R2.10.1人口（人）	R2.12.31医師数（人）	人口10万対医師数（人）
青森県	1,237,984	2,631	212.5
青森地域	295,593	660	223.3
青森市	275,192	642	233.3
平内町	10,126	7	69.1
今別町	2,334	2	85.7
蓬田村	2,540	1	39.4
外ヶ浜町	5,401	8	148.1

今回（第8次後期計画）も同様の手法で検討を行う。

※青森県医師確保計画（第8次前期）より抜粋

医師少数スポットの設定の考え方について ＜第8次後期計画＞

- 医師少数区域の根拠となった医師偏在指標については、市町村別の値が公表されていないため、人口10万対医師数で市町村の医師数の状況を比較した。
- 人口10万対医師数の下位（221位から330位まで）と中位（111位から220位まで）の分水嶺に注目すると、人口10万対医師数が概ね192人を下回る地域が、人口10万対医師数で見た下位3分の1となることから、**本県の医師少数スポットについては、人口10万対医師数が概ね192人を下回る市町村を医師少数スポットとして検討する。**

人口10万対医師数で見た二次保健医療圏

順位	二次医療圏		人口10万対医師数（人）（R6年）
317	青森県	上十三地域	133.6
299	青森県	西北五地域	150.2
285	青森県	下北地域	162.2
174	青森県	八戸地域	211.2
151	青森県	青森地域	224.6
・			
221	鹿児島県	奄美地域	191.6
221	熊本県	有明地域	191.6
220	長野県	上小地域	193.4
219	静岡県	志太榛原地域	194.4
・			
35	青森県	津軽地域	340.0

192人が分水嶺

医師少数スポットは医師多数区域や医師少数区域ではない地域の中から、局所的に医師が少ない地域を指定するものであり、津軽地域についてのみ医師少数スポットとして指定する市町村の検討を行う。

医師少数スポットの設定の考え方について（事務局案）

津軽地域の市町村別の状況を検討すると、弘前市を除くすべての市町村において、人口10万対医師数192人を下回っている。このため、**弘前市を除く市町村については、市町村単位でみれば局所的に医師が少ない地域であるといえることから、「医師少数スポット」として同様に扱うこととしたい。**

◎　津軽地域の状況（人口10万対医師数）

全国平均 267.4人	R6.10.1人口 （人）	R6.12.31医師数 （人）	人口10万対医師数 （人）
青森県	1,164,752	2,611	224.1
津軽地域	259,983	884	340.0
弘前市	159,497	795	498.4
黒石市	29,783	51	171.2
平川市	29,186	10	34.3
西目屋村	1,142	0	0.0
藤崎町	14,065	14	99.5
大鰐町	7,737	6	77.5
田舎館村	6,866	1	14.6
板柳町	11,707	7	59.8

医師少数スポット

（人口10万対医師数で192人を下回っている）

○医師少数区域
青森地域、八戸地域、西北五地域、上十三地域、下北地域

○医師少数スポット
黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町

○医師少数ではない市町村
弘前市

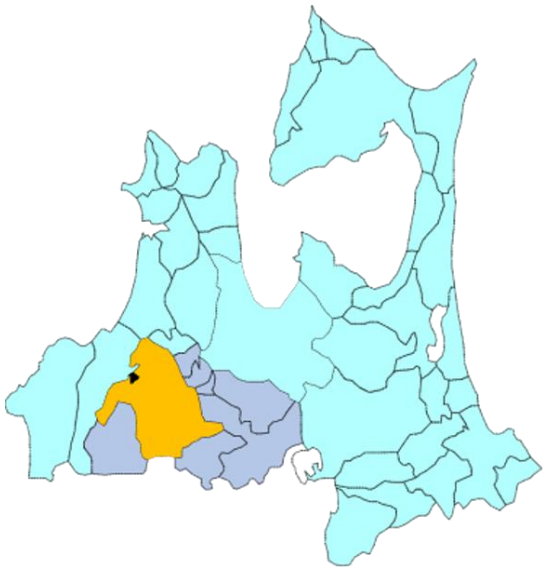

医師確保計画における目標医師数等の考え方（前計画）

○　前計画（第8次前期）における2026年の目標医師数及び2036年の必要医師数については、以下のとおりの考え方で目標医師数を設定した。

◆　県全体では、本県は医師少数県に区分されていることから、2026年に医師少数県から脱するために必要となる医師数として、**国から示された医師数**（下位3分の1から脱する目標医師数）**2,972人**の医師確保を目標とした。

◆　また、二次保健医療圏単位では以下の手法で目標医師数を設定した。

医療圏	区分	医療施設従事医師数（2020年）	目標医師数（2026年）
青森県	医師少数県	2,633	2,972
津軽地域	医師多数区域	878	878
八戸地域	医師少数区域	600	613
青森地域	（どちらでもない区域）	663	663
西北五地域	医師少数区域	165	197
上十三地域	医師少数区域	223	264
下北地域	医師少数区域	103	114

多い方を採用

国から示された目標医師数・必要医師数

下位3分の1から脱するための目標医師数（2026年）
2,972
561
613
578
197
264
114

医療圏	区分	医療施設従事医師数（2020年）	下位3分の1から脱するための目標医師数（2026年）	目標医師数（2026年）	必要医師数（2036年）
青森県	医師少数県	2,633	2,972	2,972	3,428
津軽地域	医師多数区域	878	561	878	815
八戸地域	医師少数区域	600	613	613	925
青森地域	（どちらでもない区域）	663	578	663	855
西北五地域	医師少数区域	165	197	197	270
上十三地域	医師少数区域	223	264	264	394
下北地域	医師少数区域	103	114	114	165

必要医師数（2036年）
3,428
815
925
855
270
394
165

○　2020年の医療施設従事医師数と、国から示された目標医師数を比較し、多い方を採用。（津軽地域と青森地域は2020年の医療施設従事医師数が国が示した目標医師数を上回っているため、現状維持を目標にした）

○　必要医師数は国から示された医師数を採用。

○　前計画では、県全体の目標医師数と二次保健医療圏で243人の差がある。
⇒下位3分の1から脱するための医師数（＝目標医師数）を算定した場合、都道府県ごととと二次保健医療圏ごとで算出結果に差が生じる。

※各数値について、小数点以下を四捨五入している。（単位：人）

※医療施設従事医師数については、医師偏在指標の算定に用いられたものを使用しています。主たる従事先・従たる従事先の二次保健医療圏が異なる場合、主たる従事先の二次保健医療圏において0.8人、従たる従事先の二次保健医療圏において0.2人と換算しているなど、医師・歯科医師・薬剤師統計の医療施設従事医師数とは異なる値となっている。

医師確保計画における目標医師数等について（事務局案）

○　本計画における2029年の目標医師数及び2036年の必要医師数について、前計画での考え方、**国から示された2029年の目標医師数及び2036年の必要医師数を踏まえ、以下のとおりとしたい。**

◆　県全体では、本県は医師少数県に区分されていることから、2029年に医師少数県から脱するために必要となる医師数として、**国から示された医師数**（下位3分の1から脱する目標医師数）**3,033人の医師確保を目標とすることとしたい。**

◆　また、二次保健医療圏単位では、**以下の手法で目標医師数を設定することとしたい。**

医療圏	区分	医療施設従事医師数（2024年）	前計画の考え方を踏襲した目標医師数（2029年）	按分	本計画で定める目標医師数（2029年）
青森県	医師少数県	2,612	3,033		3,033
津軽地域	医師多数区域	870	870		870
八戸地域	医師少数区域	623	628		746
青森地域	医師少数区域	628	628	2,691人	746
西北五地域	医師少数区域	171	171		203
上十三地域	医師少数区域	218	292	3,033人	347
下北地域	医師少数区域	102	102		121

多い方を採用

国から示された目標医師数・必要医師数

下位3分の1から脱するための目標医師数（2029年）	
3,033	
	610
	628
	605
	171
	292
	100

医療圏	区分	医療施設従事医師数（2024年）	本計画で定める目標医師数（2029年）	必要医師数（2036年）
青森県	医師少数県	2,612	3,033	3,348
津軽地域	医師多数区域	870	870	843
八戸地域	医師少数区域	623	746	882
青森地域	医師少数区域	628	746	841
西北五地域	医師少数区域	171	203	226
上十三地域	医師少数区域	218	347	408
下北地域	医師少数区域	102	121	136

○　2024年の医療施設従事医師数と、国から示された目標医師数を比較し、**多い方を採用。**
その場合、
・八戸地域、西北五地域、上十三地域…国から示された目標医師数
・津軽地域、青森地域、下北地域…2024年時点での医療施設従事医師数
となるが、前回計画策定時（第8次前期計画）同様、県全体と二次保健医療圏ごとの目標医師数に乖離が生じる。（上表青囲み部分）
　よって、県全体と二次保健医療圏ごとの目標医師数に乖離が生じないよう、津軽地域以外の5つの二次保健医療圏で按分した値を目標医師数とする。（上表橙囲み部分）

○　必要医師数は国から示された医師数を採用することとしたい。

必要医師数（2036年）
3,348
843
882
841
226
408
136

※各数値について、小数点以下を四捨五入している。(単位：人)
※医療施設従事医師数については、医師偏在指標の算定に用いられたものを使用しています。主たる従事先・従たる従事先の二次保健医療圏が異なる場合、主たる従事先の二次保健医療圏において0.8人、従たる従事先の二次保健医療圏において0.2人と換算しているなど、医師・歯科医師・薬剤師統計の医療施設従事医師数とは異なる値となっている。

医師少数区域、医師少数スポット及び目標医師数　等(案)

具体の記載内容については次回の地域医療対策協議会で「医師確保計画(第8次後期)素案」をお示しします。